

社会福祉法人ふたば保育園 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふたば保育園（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 (1)常勤役員（この法人を主たる勤務場所とする者）には、報酬は支給しない。
(2)非常勤役員には、日額 3,000 円報酬（交通費を含む）を、理事会に出席した都度、支給する。

(改 廃)

第3条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1.この規則は、令和6年1月26日から施行する。